

一議案ヲ五〇号

契約締結同意方について

一議案ヲ五一号

指定寄附受領について

一議案ヲ五二号

町営住宅の建設について

一議案ヲ五三号

福生町の一般職員の給与に関する条例の一部

改正について

一議案ヲ五四号

福生町長等の給与に関する条例制定について

一議案ヲ五五号

農業委員会委員の推薦について

一議案ヲ五六号

教育委員会委員の任命について

一地方自治法ヲ百三十一條の規定により会議事件説明のため出席を求めたものは左の通りである

町長 秋山誠一

助役 川窪金吉

収入役 川辺堅一

総務課長 大野忠一

民生課長 橋本孝若

税務課長 貫井長次

土木課長 高木 求

産業課長 森田 猛

水道課長 眞田 眞

一 本会の書記は左の通りである

上野重勝

町田 倍二

一議長 (田村利一) 午後一時三十分開会を告げる

一議長 () 本日の議事日程を報告する

日程カ一 契約締結同意方について

カ二 指定寄附受領について

カ三 町営住宅の建設について

カ四 福生町の一般職員の給与に関する条例の一部改

正について

カ五 福生町長等の給与に関する条例制定について

カ六 農業委員会委員の推薦について

カ七 教育委員会委員の任命について

一議長 (田村利一) 会議を告げる

日程カ一 契約同意方について

一議長(田村利一) 議案ヤ五〇号 契約同意方についてを上程する旨を告げる

一書記(上野重勝) 朗読

一町長(秋山誠一) 議案ヤ五〇号の説明を致します

議会の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議会の議決に付すべき契約に関する条例に基きまして本件を提案した次第でありまして先にと場委員会に於て種々御審議を戴いたわけであります

町営と場は当初五三〇万円で主体建物を契約致しましたかその後設計の一部変更の関係があり又これに附随する変更も生じてまいりました

先づ軒高の変更につきましては一米程減になり金額

東京都西多摩郡福生町役場

で二五七セ七〇円差引かれ内膳処理室は八坪増えまして三〇四六〇〇円増になります

又豚追込所につきましては新設されるわけでありまして一三三四〇〇円増となります

次に内膳処理室斜面の新設分が一二四三〇〇円増になります

建具の変更につきましては冷蔵庫入口の変更及び人動物入口それから屠夫の出入口等合はせまして九万円増となり排水用側溝分については六八〇〇円の増となります

又フロタの変更については差引き一三六セ七〇〇円床モルタルをタイルに変更する分が差引き二八六八〇〇円増壁タイルの変更分につきましては三四一〇〇円減となります

次に施行後の変更分については差引三〇六〇〇円の増
となり未完了工事につきましては一〇三〇〇円の減とな
り総体差引き致しましたのが六八万三千百三十円と
なりますが、^大木一万円で話の折合がつけました
次に附属建物葺の追加工事がありますか内部土作
物解体が三七〇〇円、内膳処理室床埋土及び仕上げ工
事は一三五六五八円、小動物内膳検査台は三〇九五三
円同じく大動物内膳検査台四〇、〇二円があります
又小動物腸処理台及び汚物投入口については四五、三〇五円
大動物腸処理台及び汚物投入口は五〇四九三円となり内膳
処理台につきましては三五八一三円水槽は三八五四一円
となります

次に内膳処理室向仕切外三七、五七円汚物捨場

新築分一三七九三円 放血槽修理三八五五円豚追込
場変更分一三〇、五四円 斜面埋立一六九七円生体検
査所新築六三、五八八円 大動物と室増築分二六、三九
九六円未完了工事一三〇、〇〇〇円、雑工事七八、九二円、運
搬費三〇、〇〇〇円、その他諸経費一〇〇、〇〇〇円合はせまし
て一、二四三、七九円となります
これにより主体建物は完成するわけでございます
三番目は内部に取付ける機械でこの額二九四、三三〇
円であります

品目の主なものは天井にレールを付け動物を動かす
又は上げたり下げたりする機械等であります
更に附属建物と致しまして職員の仕事室、便所
及び詰所等々の増築が必要となつておりこの額

は、七四、五〇〇円です。

又水の関係は最初掘井やを掘る予定でありましたが、町の水道を引くことになっております。

それから附属建物の一部に於いては設計が出来上りませんがその中に出来る予定であります。

どうぞよろしくお願ひ致します。

議長（田村利一） 工事をストップまでして、設計者と計り種々検討を重ねて参りましたかその后建物について更に都の係と折衝をし、これまでに半歳になりましたが、この間各議員諸君に御心配をかけましたことは、この委員長として申訳なく思つてあります。これにつきましては前の設計者と替りまして、沢井技師にお願ひしやつてまいりました。

東京都西多摩郡福生町役場

又機械等は見積を充分検討致して参りました。何分よろしく願ひます。

一ヤ十三番（並木秀）と場の問題もようやく見透がつきまして非常によろこばしい次第であります。が本工事は十月までに完成の見込でありましたが、工事に対する予算措置の関係を御説明願ひたい。

一町長（秋山誠一） 予算につきましては本年度一千万円の議決を戴いており、この内九〇〇万円が起債で自己財源は一〇〇万円であります。

起債の関係は、大蔵省、自治庁に運動をつづけてあります。

当初行政部に於いては色よい回答がなかったが都の下でも漸く大蔵省の方へ働きをかけ下さいます。

更に又都議代議士にも御願ひして参りました
又福生のと場については本年度完成しなければな
らないと大荒省も云われました 遠からず起債
額が決定されることと存じます

一、オ十三番(並木秀) 金がないから工事がストップしたのでは
十月に開場できない とにかくと場のために他
の財源がくわれてしまうことのないよう願いたい

一、オ十五番(田村祐一) 最近町の事業が特殊な型に変わつて
来ているがこれは考へなければならぬ
現在までの各方面から取入れてある金の面につ
いてみると未だ非常に不十分である この実
理事者としておしつかりやつてもらいたい

又並木議員も申されたように多額な予算かと場

東京都西多摩郡福生町役場

に食われることは非常にゆゑしき問題であります

もし起債がためなら特殊な借入をしても行ふと

云う強い線を打出してこれにのぞんでやつてもらいたい

一、議長(田村利一) 議案第五〇号について御異議ございませんか

一、満場 異議なしの声多し

一、議長(田村利一) それでは議案五〇号は異議がないものと
認め原案通り決定致します

日程ヤニ指定寄付受領について

一、議長(田村利一) 議案ヤ五一号を上程致します

一、書記(上野重勝) 朗読

一、町長(秋山誠一) 五一号議案でありますが第三小学校に於
いて教育上映画による教育に力を入れたいと云うわけで
PTA並に見童会の方から二十万円作るから町の方で

十五万円出してもらいたいと言う指定寄付の申出がありました

一部の額は既に本年度予算に組まれております
二十万円の寄付と合はせて町の方で購入して戴くよう
依頼があったわけであります

一議長(田村利一) この件は総務委員会で審議しているので総務
委員長から報告願いたい

一十八番(村尾種吉) 五一号議案は二十万円をPTA等で寄
付するから町の方から十五万円に配して戴きたいと
云うことですが、総務委員会としては慎重
に審議した結果原案を認めた次第であります

一議長(田村利一) 議案が五一号について御異議ございませんか
満場 異議なし

東京都西多摩郡福生町役場

一議長(田村利一) それでは五一号議案は御異議ないものと
認め原案通り決定致します

日程が三町営住宅の建設について

一議長(田村利一) 議案が五ニ号を上程致します

一書記(上野重勝) 朗読

一町長(秋山誠一) 町営住宅の建設を本年度に於いても予
定し本年は十五戸の割当がありました 国庫補助
及び起債の関係を急ぎますので議決を御願ひ
致します

尚建設予定地は中学校の上に出来ている分の北側の
所で現在土地を折衝中でございます

一議長(田村利一) 議案が五ニ号について御異議ございませんか
異議なし

一議長（田村利一）それでは議案第五二号は御異議ないものと認め 原案通り決定致します。

日程や四福生町の一般職員の給与に関する條例の一部改正について

一議長（田村利一）議案や五三号を上程致します。

一書記（上野重勝）朗読し始める。

一や三四番（高橋彦市）朗読省略 要矣説明をされたい旨願いたい。

一議長（田村利一）ただ今朝読省略 要矣説明をされたい旨

高橋議員から発言があったがどう計りますか。

異議なし。

一町長（秋山誠一）や五三号 議案は一般職員の給与の取扱いに
関する条例の改正でございます。これは総務課長に

説明をさせます。

東京都西多摩郡福生町役場

一総務課長（大野忠一）それでは御説明致します。

最初に地方公務員の給与制度の改正についてと云う
所をお聞き願います。

だいたい変って参りました矣は、職員階制度の取
入れでございます。

次に昇給期間が従来六月、九月、十二月であった
ものが一率に十二月となった矣でございます。

次に変つて来た矣は勤務地手当でございます。従来
一級地から三級地まであるものがこれがなくなり当分の
間暫定手当として支給されることになりました。
又職階制を採用して一等級、二等級、三等級と
云う級が取入れられました。

これは人口数によって多少異なるわけで、当町に於

いは人口二万人の線で決められてあります

次はこの条例の適用でございしますがこれは本年四月一日より適用されることとなっております従つて現在までに支払われた給金は新給金の内拂と云う形でこの差額分を調整支給されるものであります

以下本条例について詳細に説明を行な

一議長(田村利一) 本件は総務委員会に於いて審議している
ので総務委員長に報告を願いたい

一カ十八番(村尾種吉) 総務委員会としては慎重に審議した結果
原案を認めた次第であります

一カ三番(田村祐一) いつもの山の方檜原村とかこの町との比較か
なされるか山の方との事務量による差は出ているか
人口により表が決められるとのことだがそうすると

この町との差はなくなるわけか

一総務課長(大野忠一) 各表に最高額が決められてあります

から例えば山の方の課長より町の方の課長の方が
最高額の点で変つて来てあるわけであります

一カ二番(渡井明) 差額はどの位になるか

一総務課長(大野忠一) 平均六分二厘の金額であります

一議長(田村利一) 議案第五三号について御異議ございませんか
異議なし

一議長(田村利一) それでは議案ヤ五三号は御異議ないものと
認め原案通り決定致します

日程ヤ五 福生町長等の給金に関する条例の制定
について

一議長(田村利一) 議案ヤ五四号を上程致します

書記（上野重勝） 朗読

町長（秋山誠一） 従来特別雇の場合には福生町の特別雇の職員
の給与に関する条例によって支給されて参りましたか
今回の一般雇の給与改訂によりこれと調整する意味
でこの条例の制定が必要となりました 又郡内各町
村に於いてもたいい一般雇の給与改訂と同時に特別
雇の方も釣合の関係を改訂すると云うこととす

総務課長（大野忠一） 第五四号議案は三役の給与の改訂で
ありますが従来の福生町の特別雇の職員給与に
関する条例を全面的に廃止し新しくこの条例を
作つたわけであります

又三役については従来通雇手当が条例化されてい
なかつたが今度はこれを採用しそれぐの率により

東京都西多摩郡福生町役場

支給できるようにした次第であります

議長（田村利一） 本件は総務委員会に於いて審議しているの
で委員長から報告願います

一 町長（村尾種吉） ただ今大野総務課長が説明された通り
他の町村の方の関係も考慮し慎重に審議の結果
原案通り認めた次第であります

議長（田村利一） 御異議はございませんか

一 町長（秋山誠一） 町長に聞くが条例の説明は先程の説明で
わかつたがこれは予算に關係して来ると思ふが予算
があつてもなくても支払うのかとの点について説明願
いたい

町長（秋山誠一） 特別雇の場合は一般雇と違つてこのように引上
げろと言う自治庁の方からは指示がないが二の場合一

般恥の方との関係で特別恥の方を上げないと一般恥
の方を郷音くと云うつまりバランス上引上げると云う
そのような状態にあります。

一 四番(頼古清基) 一般恥に準じて五万円、四万円、三万五千円にし
ないと釣合がとれないと云うのか。

一 町長(秋山誠一) 先程も申上げましたように条例に引合はせ
ると収入役のみ五万円上るわけでありす。

一 三番(田村祐一) 第四条に暫定手当、期末手当、勤勉手当を
支給すると云うことになっているか。今までの^{平均俸給月額}の^{事務}はどの
位の割合になつてゐるか。

一 総務課長(大野忠一) 計算中。

一 議長(田村利一) ただ今総務課長が計算しているので外に
何かありますか。

一 四番(頼古清基) とにかくこの問題は町民の税金にかゝわるわけで
あるからすりきりした線で願いたい。

一 五番(山下幸三) そのため政府の方から調整金がかかるのでそ
のわくの中で行うと云うことである。

一 四番(頼古清基) それならば話はわかる。理事者がその実を
説明すればよいのだ。

一 総務課長(大野忠一) ただ今計算ができましたので御報告致し
ます。一、^{ヶ月}三万^{ヶ月}となります。従つて諸手当分は〇、^{ヶ月}三万^{ヶ月}にな
ります。

一 議長(田村利一) 議案五五号について外に御異議ございません
か。

異議なし。

一 議長(田村利一) それでは議案五五号は御異議ないものと